

11月、児童虐待防止推進月間

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

子どもについて

- いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- 不自然な傷や打撲のあとがある
- 落ち着きがなく乱暴である
- 衣類やからだがいつも汚れている
- 表情が乏しい、活気がない
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

保護者について

- 地域などと交流が少なく孤立している
- 小さい子どもを家においたまま外出している
- 子育てに関して拒否的・無関心である / 強い不安や悩みを抱えている
- 子どものけがについて不自然な説明をする

189
いちやく

誰かじゃなくて
あなたから

あなたから

ひとりで悩まず、相談してください。

【相談窓口・連絡先】

189は、児童相談所全国共通3桁ダイヤルです。当町からは中央児童相談所（松江）につながります。

中央児童相談所隠岐相談室 TEL：（08512）2-9810
西ノ島町役場 健康福祉課 TEL：（08514）6-0104

女性に対する暴力をなくす運動

令和3年11月12日（金）～25日（木）

DV（配偶者からの暴力）をなくしましょう！

- DVは犯罪にもなる重大な人権侵害です。
- 家庭の中で子どもにDVを見せたり聞かせたりすることは、児童虐待です。
- 若者の間で起こるデートDVは、あなたの身近にあります。
- 高齢者虐待・児童虐待・配偶者からの暴力について

あなたはひとつとだと思いませんか？

【相談窓口・お問い合わせ】

*中央児童相談所隠岐相談室 TEL：（08512）2-9810
*西ノ島町役場 健康福祉課 TEL：（08514）6-0104

高齢者への虐待を防ごう ～虐待のない地域を目指して～

すべての人が 尊厳を持って暮らせる 社会を作るために



「高齢者の一人ひとりが、住み慣れた地域で、尊厳を持って暮らす」そんな当たり前の権利を侵害してしまう「高齢者虐待」が大きな問題となっています。ただ、虐待問題の難しいところは、介護者が介護により心身ともに疲弊し、追い詰められていることが少なくないことです。誰もが高齢者を支え、また、自らも高齢者として支えられる可能性があるなか、住みやすい地域社会を築き、生涯をおだやかに暮らしていくためには、西ノ島町に住む皆さんが高齢者の権利擁護について考え、ともに生きる地域社会の実現を目指していくことが大切です。

高齢者虐待とは？

高齢者（65歳以上の人）に対して、暴力や暴言をはじめ、権利を無視し、尊厳を冒す行為をおこなうことを言います。

高齢者虐待は、高齢者を支える擁護者の負担を減らし、“虐待の防止”と“保護”を目的として定められた「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」により、禁止されています。

高齢者虐待とは、 どのようなこと？

「高齢者虐待」は大きく **5** つに区分されています。



身体的虐待

暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為



経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること



心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること



介護・世話の放棄・放任 （ネグレクト）

必要な介護サービスの利用を妨げる、世話をしない等により、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること



性的虐待

本人が同意していない、性的な行為やその強要



親族等による金銭管理の相談が増えています。親族といえども、財産や金銭の無断使用は経済的虐待にあたります。たとえ要介護者の合意により、金銭管理をまかせられたと言っても後に親族間のトラブルに発展する可能性が高いため、要介護者の金銭管理にあたっては、成年後見制度の活用を強くお勧めします。

高齢者虐待の通報や、成年後見人制度についての相談は、下記までご連絡ください。

ご相談・お問い合わせ先：西ノ島町地域包括支援センター（電話：08514 - 6 - 1182）